

障がい者のサービスの種類及び内容等について

(1) 居宅介護

①対象者

障害支援区分が区分1以上である者
ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては下記のいずれにも該当する者。

○区分2以上

○障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか一つ以上に支援が必要と認定されていること。

②サービス内容等

障がい者等につき、居宅において入浴や排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

(2) 重度訪問介護

①対象者

障害支援区分が区分4以上である者（その他該当要件あり）

②サービス内容等

重度の障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を行う。また、外出時における移動中の介護を総合的におこなうとともに、病院、診療所、助産所等に入院または入所している障がい者に対して意思疎通の支援その他の必要な援助を行う。

(3) 同行援護

①対象者

視覚障がい者で同行援護アセスメント調査票による調査項目で該当となる者。

②サービス内容等

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他、外出する際の必要な援助を行う。

(4) 行動援護

①対象者

障害支援区分が区分3以上（その他該当要件あり）

②サービス内容等

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事の介護その他の行動する際の必要な援助を行う。

(5) 療養介護

①対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者（その他該当要件あり）

②サービス内容等

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を必要とするものにつき、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医療的管理の下における介護および日常生活上の世話を行う。

(6) 生活介護

①対象者

地域や施設入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護の支援が必要な者。（その他該当要件あり）

②サービス内容等

障がい者施設において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行う。

(7) 短期入所

①対象者

障害支援区分が区分1以上

障がい児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児

②サービス内容等

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由によてい、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な支援を行う。

(8) 重度障害者等包括支援

①対象者

障害支援区分が区分 6 に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有するもの（その他該当要件あり）

②サービス内容等

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助および共同生活援助を包括的に提供する。

(9) 施設入所支援

①対象者

生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分 4 以上

②サービス内容等

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他必要な日常生活上の支援を行う。

(1 0) 自立訓練：機能訓練

①対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者。

②サービス内容等

障害者支援施設または障害福祉サービス事業所等において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行う。

(1 1) 自立訓練：生活訓練

①対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な障がい者。

②サービス内容等

障害者支援施設または障害福祉サービス事業所等において入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行う。

(1 2) 宿泊型自立訓練

①対象者

上記（1 1）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要

な者。

②サービス内容等

家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行う。

(13) 就労移行支援

①対象者

就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な者。

②サービス内容等

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、支援などを行う。

(14) 就労継続支援 A 型

①対象者

企業等に就労することが困難なものであって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者。

②サービス内容等

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(15) 就労継続支援 B 型

①対象者

就労移行支援事業所等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上が期待される者。

②サービス内容等

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者。就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等につき生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(16) 就労定着支援

①対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者。

②サービス内容等

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業所、医療機関との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活上または社会生活を営む上での相談、指導および助言等の支援を行う。

(17) 自立生活援助

①対象者

障害支援施設または共同生活援助を行う居宅等を利用していた障がい者または単身である等、当該家族等が障害や疾病のため、居宅における自立した日常生活を営む上での問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者であって、当該サービスの支援を要する者。

②サービス内容等

居宅における自立した日常生活を営む上での問題につき、定期的な巡回または随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供および助言、相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

(18) 共同生活援助

①対象者

障がい者

②サービス内容等

障がい者につき主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

(19) 地域移行支援

①対象者

地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

②サービス内容等

地域における生活に移行するため、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行う。

(20) 地域定着支援

①対象者

居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者等

②サービス内容等

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。